

平成26年(ワ)第3241号 損害賠償請求事件

原告 鶴田明日香

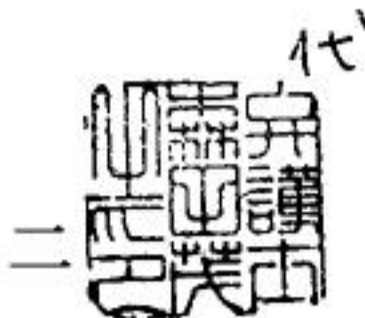
被告 社会福祉法人 S 会

準備書面(4)

平成27年6月1日

名古屋地方裁判所 民事第4部イC係 御中

原告訴訟代理人弁護士 中 谷 雄



同 森 田



原告は、前回被告から提出された書証(乙第7号証～第13号証)及び被告第2準備書面について、以下の通り主張する。

記

第1 資料の追加の要求

1. 服薬の記録

原告は、被告に対して、早享の服薬の記録の提出を求めた(原告求釈明申立書1-③)。そして、被告から提出された「ケース記録(利用者別)」(乙第17号証の1ないし27)には、確かに「就寝薬を服薬」などの記載が出てくる。

しかし、これだけでは服薬した薬の正確な種類・名称・分量が全く不明である。また、ケース記録には「就寝薬」以外の薬の服用の記載がほとんどないが、すべての服薬の事実が記録されているのかも疑わしい。被告の所持する服薬の

記録が上記のケース記録だけとは到底考えられない。

そこで、原告は、被告に対して、早亨の服薬の日時だけでなく、その薬の種類・名称・分量が正確に記録されている資料の提出を求める。

2、議事録の黒塗りの部分

原告は、被告に対して、「事故後、被告の方で本件事故について検討した会議の議事録」の提出を求めた（原告求釈明申立書1-⑥）。そして、被告から提出された議事録（乙第13号証の1ないし3）がこれに該当するものと思われる。

ところが、このうち乙第13号証1及び3には黒塗り部分の部分がある。これでは会議の全体像が分からない。

そこで、原告は、被告に対して、上記黒塗り部分についても開示するように求める。

第2 説明の補充の要求

1、天使の扉の鍵

被告からはすでに天使の扉の写真が提出されている（乙第6号証）。

扉を内側から開ける際に鍵が必要であることは分かる。

しかし、天使の扉を外から開ける際にも鍵が必要となるのか不明である。この点についての説明も求める。

2、事故当日の状況

被告の説明によると、事故当日、「■■■■養護学校の児童2名を受け入れており、事務室の上の会議室で入所利用者の保護者との面談を行っていた。」（被告第2準備書面2頁6～7行目）とのことである。

この説明で児童2名の保護者が会議室にいたことは分かる。しかし、児童2名も一緒に会議室にいたのか不明である。

そこで、児童2名も会議室にいたのか、それとも施設内の別の場所にいたのか、別の場所にいた場合だれが児童2名の付添をしていたのか、明らかにする

よう求める（事故報告書では「作業室ではIN支がショート利用者の対応をしていた。」とあるが（乙第4号証2頁2行目）これが児童2名のことを指しているのか）。

第3 原告の再反論

1, 予見可能性

被告は、本件事故の予見可能性を否定する。

しかし、被告から提出された記録を見ても、予見可能性があったことは明らかである。

(1) 早亨が勝手に外に出してしまうことについての予見可能性

早亨の入所前の保護者との面談記録には保護者が次のように説明した記録が残っている（乙第7号証の15）。「無断外出→自宅では全て施錠している。特にハイな状態は要注意。外出時に少し目を離した間にどこかへ行ってしまう。」。このような保護者の説明が記録として残っているのは乙第7号証の15だけであるが、早亨の保護者は毎年行われる保護者面談の度に同じ説明を繰り返し行い、早亨が外に出たままにならないよう注意をして欲しいと要請していた。

また、本件事故当日のケース記録を見ても「（早亨が）天使の扉、食堂を行き来しながら過ごす」との記載がある（乙第10号証の27・9頁）。当日、早亨が天使の扉に繰り返し近づいていたことを認識しているのであるから、なおさら、被告としては、天使の扉が開いていれば早亨が扉から外に出してしまう可能性を十分認識していたはずである。

このように、被告には早亨が勝手に外に出してしまうことについての予見可能性は十分あった。

(2) 食べ物を喉に詰まらせることについての予見可能性

早亨は常日頃から、自分で自由に食事をさせると一気にたくさんの食べ物を詰め込んでしまう癖があった（記録では「駆け込み喰い」という言葉が使

われている)。この「駆け込み喰い」を矯正し、ゆっくりと食事ができるようにすることは早亨の生活上の大きな課題であった。

早亨の生活支援計画を見ても、毎回、この課題の克服が大きな目標の一つとして繰り返し掲げられている（乙第9号証の1ないし8）。

また、「ケース記録（利用者別）」（乙第17号証の1ないし27）を見ても、食事の際は、早亨に自由に食事をさせるのではなく、必ず支援員が食事を小鉢に一口分ずつ取り分けて早亨に与えていたことがはっきりと記録されている。この状態は事故当日まで続いた。

さらに、早亨のケース記録には平成24年10月5日の欄（乙第10号証の22・2頁）に次のような事実が記録されている。「SY支が見ていない隙に■さんの所へ行きパンを盗食する。■さんがパンを3つとも食べたと言うため、詰まらせる可能性があるため、SY支が口内に手を入れパンを掻き出す。抵抗はあるが全て掻き出す。」すなわち、本件事故の前にも、あわや早亨が食べ物を喉に詰まらせて事故になる寸前のところを支援員の咄嗟の対応で回避したという事件があったのである。

このように、被告には、早亨に自由に食べ物を食べさせると「駆け込み喰い」をして喉に詰まらせることについての予見可能性も十分にあった。

(3) 以上の通り、被告には、本件事故の予見可能性が十分にあったのである。

2. 被告の過失

(1) 早亨を見失った過失

被告は「高度に不安定な利用者でない限り、常に一人の職員が一緒に行動することは困難である。」と主張している（被告第2準備書面2頁12行目以下）。確かに早亨に他害性はなかったが、これまで原告が述べてきた早亨の特性からすれば「高度に不安定な利用者」には該当すると考えられる。

ただ、繰り返すが、原告は（早亨が「高度に不安定な利用者」に該当するか否かにかかわらず）入所者に支援員がマンツーマンで付き添う必要があると主張しているわけではない。支援員が複数の入所者に対して注意を払うこ

とによって早亨に対して少なくとも1人の支援員が常に注意をしている状態を保つことは可能である。

にもかかわらず、早亨を見失ってしまったことについては明らかに過失がある。

(2) 天使の扉の管理についての過失

被告は原告の「早亨が外へ出る直前に天使の扉を開けたのは誰か。」（原告求釈明申立書2-④）との求釈明に対しては、「不明」（被告第2準備書面2頁下から8行目）と回答し、「早亨が天使の扉から外に出られた理由（原告求釈明申立書2-⑤）との求釈明に対しては、「不明」とした上で早亨が他の人が出入りするのに紛れて外に出たと推測されるとしている（被告第2準備書面2頁下から7行目～下から3行目）。

仮に施設内で支援員が入所者を見失ったとしても、外部に通じる扉において人の出入りがしっかりと管理されていれば、本件事故は起きなかった。

このように早亨が天使の扉から外に出られた原因は本件において重要な問題である。よって、被告は、早亨が外に出たと考えられる時間帯に天使の扉を通過して出入りしていた者が誰か（職員、利用者、出入りの業者、訪問者など）、その出入りのため天使の扉が開いていた時間はどれくらいなのか等、具体的に明らかにすべきである。

天使の扉の管理の状況について「不明」としか説明できないということは、被告が自らの過失を認めたに等しい。

以上